

兵庫宅建空き家相談窓口における会員紹介要領

1. 目的

兵庫宅建空き家相談窓口からの相談に対し、芦屋・西宮支部（以下「支部」という）内において相談者への会員紹介方法について定める。

2. 会員紹介要領

（1）目的

兵庫宅建空き家相談窓口からの相談に対して、不動産コンサルティングデスクから次の規定に基づき、登録会員を紹介する。

（2）登録会員選出方法

応募資格を有している支部会員から登録を受け付ける。1会員につき、担当者は最大2名までの登録とする。

（3）応募資格

応募資格は、担当者が宅地建物取引士の登録があること、かつ全宅連空き家相談研修を受講し、修了証を取得していることとする。ただし、宅地建物取引業において業務停止処分、指示処分を受けてから5年を経過しない会員は対象外とする。

（4）応募審査

流通対策部において事前書類審査を行い、正副支部長の意見を踏まえて幹事会でこれを決定する。審査内容は一切公表されないことを承諾のうえ、応募することを応募条件とする。

（5）登録会員への紹介順

登録会員への相談紹介順は、流通対策部にて抽選を行い、芦屋市と西宮市に区分し相談順を決定する。なお、この相談紹介順は、登録会員に通知する。

相談案件について、登録順に従い2社からの提案を受けることとする。

（6）登録期間

登録会員の有効期間は2年とする。

なお、当初募集による登録は令和9年8月末日までとし、以降再登録募集は、不動産相談デスク登録会員募集と兼ねるものとする。

(7) 登録会員の責務

登録会員は、下記事項を遵守する義務を負う。これに違背した場合には速やかに相談事案担当から除外され、降順の登録会員へ引き継がなければならない。

なお、登録会員は次の事項について遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

- ① 相談事案は当支部に対しての事案である事を十分に認識し、支部を代表して対応する意識をもって倫理規定に基づき行動すること。
- ② 相談事案の内容について一切の不服を申し立てないこと。
- ③ 相談事案全てが報酬若しくは有料の対象になるとは限らないことを、事前に了承のうえ対応すること。
- ④ 相談事案の顛末は流通対策部へ書面にて報告すること。また、流通対策部から要請があった場合には速やかに状況報告を行うこと。
- ⑤ 業法に基づく規定報酬と不動産コンサルティング業務に対する報酬等の請求は、法令を遵守すること。

以上